

令和7年2月20日	
担当課	福祉局企画管理課
所属長	池下 克哉
電 話	06-6489-6334

通勤手当の不正受給に係る職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

福祉局 会計年度任用職員（非常勤行政事務員）
戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

2 処分年月日

令和7年2月20日（木）

3 処分の概要

被処分者は、令和5年8月に任用されて以後、令和6年7月までの間、実際は自転車を利用して通勤することが主であったが、バスで通勤する予定であったため、バス利用の通勤の届出を行っていたもの。

当該行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であると判断し、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、戒告とした。

以 上